

平成20年度 施策マネジメントシート【19年度評価】

作成:20年5月

施策コード 25	施策名 共に歩む社会づくりの推進	政策名 	地域力によるこころ豊かな人づくり 施策主官課 男女共同参画課 課長名 矢澤俊夫 内線 5350		
重点施策	主管部等名 教育委員会	施策主官課 男女共同参画課	課長名 矢澤俊夫	内線 5350	
	施策関係課 生涯学習・スポーツ課/公民館/子育て支援課/学校教育課				

1. 施策の目的と成果指標

二段表記の下段数値は旧2村分

施策の対象	対象指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度見込
市民 外国籍住民	住民人口	人	106,835 2,963	108,624	107,844	107,259	107,000
	外国人住民登録の数(内数)	人	3,244	3,205	3,088	3,014	3,000
施策の意図	成果指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度目標
互いに認め合い尊重される	日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合	%	-	42.1	-	47.2	50
	(日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合)	%	-	91.1	-	90.7	95
成果指標設定の考え方	共に歩む社会づくりを推進するためには、性別や国籍、学歴、信条などお互いの違いを認め合うことが重要であり、日常生活の中での人権尊重意識が基盤となる。						
成果指標の把握方法(算定式など)	市民意識調査:問14 あなたは、家庭や職場、地域の中で、性別・国籍にかかわらず相手の人権を尊重して行動していますか = 行動している42.1% 市民意識調査:問14 あなたは、家庭や職場、地域の中で、性別・国籍にかかわらず相手の人権を尊重して行動していますか = 行動している42.1% どちらかといえば行動している49.0% 「どちらかといえば」は判断基準が不明確なため、まで含めた回答者が「人権尊重意識を持っている」と判断する。						
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<成果指標> 今後の推移としては、人権教育を受けた世代の社会構成率が高まるため微増となることが予測される。日常生活の中で実際に人権を尊重して行動(差別をなくす、いじめをなくす、外国籍住民との交流など)できるようになることが重要であり、重点的に取り組む必要があることから、市民の半数が行動できるようになることを目標とする。 <成果指標> 今後の推移としては、成果指標 同様に微増となることが予測される。日常生活の中で人権尊重意識を持っている割合は現状でも高いことから、95%を目標とする。 <前提条件> 上記の目標を達成するための前提条件としては、飯田市男女共同参画計画の目標数値の見直し、雇用機会均等法についての事業者の理解、互いに認め合い尊重される人権意識の醸成が必須である。						

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	19年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)学校	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) 男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれることのない、公平なサービスを提供する。 人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生活動を行う。 	人権尊重、多文化共生に関する講座、事業等の開催回数(男女共同参画課、福祉課、生涯学習課、公民館データから把握/回) 審議会・委員会等に占める女性委員の割合(男女共同参画課データから把握/%) 学校教育における人権、多文化共生教育の実施時間数(道徳教育を中心として学校教育課データから把握/延べ時間)	77	470
個人	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条) 	人権教育に関する講座、事業等への参加者数 各地区まちづくり委員会等に占める女性役員の割合		
市民等 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれることのない、雇用の場の提供に努める。 	企業の管理職に占める女性の割合 人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するものの数	26.1%	30%
各種団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。 	人権教育に関する講座、事業の開催数	5,021	2,000
			現段階は、行政の役割のみ数値設定	

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度とその考察			
平成19年度の実績評価	<input checked="" type="checkbox"/> 18年度と比べて成果が向上した	根拠(理由)	事業効果もあり、市民意識調査の人権を尊重して行動している人の割合5ポイント上昇に表れた。
	<input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は変わらなかった		
	<input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は低下した		
平成23年度の目標達成見込み(H19実績からのH23目標達成見込み評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標は達成できる	根拠(理由)	継続した現事業を充実化することによって、目標を達成できる見込み。
	<input type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能		
	<input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい		
成果指標の達成度の考察	全体的に横ばいであるが、人権を尊重して行動している人の割合が高くなっていることがうかがえる。		
(2) 施策の成果達成度に対する平成19年度事務事業の総括			
施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	人権教育啓発推進事業 多文化共生社会推進事業		施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業
	新規事業		
事務事業全体の振り返り(総括)	事務事業一覧表を参照のこと。事業名欄に[新規]と記載がある事務事業が該当 「いま輝いて人とひと」「人権ネットinいいだ」「長野県部落開放研究集会」「夢・大江磯吉の」など、主催共催の大きな人権啓発事業活動が行われ、成果指標の指数向上に表れた。		
(3) 主体別の役割分担の発揮状況 (19年度の振り返り)			
各種事業の実施に当たって、多くの市民団体等が積極的に関わってきている。			

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	「人権擁護法」の制定を目指す動きあり。人権侵害があった場合の救済制度が確立されていく。男女雇用機会均等法の改正 性差別禁止、妊娠を理由とする不利益取扱の禁止、セクハラ対策、男女雇用機会均等法の実効性の確保等 育児休業法、介護休業法では、「企業は労働者から請求があった場合は認めなければならない」とされている。多文化共生社会づくりの推進について基本方針が策定された。次世代育成支援対策推進法では、事業所の従業員に対する仕事と家庭の両立対策の充実が謳われている。		
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	各地区等の政策決定の場が、女性が参画できる体制になっていない。男女が共に参画できる体制を(市民)女性も社会的責任を果たす意識改革が必要(男性市民) 男女共同参画推進条例を制定したが、この条例に従い男女共同参画の積極的な推進が必要(議会)		

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は高いが、実際の行動に繋がっているかどうか重要である。公職への女性の登用は目標に達しておらず、また、女性の社会参画意識も高いとは言えない。人権教育の積極的な推進や雇用機会均等法の啓発活動、多文化、他地域、多世代との交流ができるための場と機会を確保する必要がある。 昨今の離婚の増加傾向が、子育てや家庭のあり方をはじめ、共に歩む社会づくりにも影響が見られる。
--

6. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算見込み	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	6,223				
関連する事務事業の数(事業)	8				

7. 21年度の施策展開の方向(施策の成果目標達成に向けて21年度から何を取り組んでいくか等)

市民に人権尊重や男女共同参画社会づくり、多文化共生社会、子育てや家庭の在り方について考えてもらう機会を拡充していく必要がある。 地域自治組織等への女性の参加を促していく必要がある。

8. 指摘事項

政策評価会議	
--------	--